

記入例

組合員期間等証明書

組合員等 記号番号	1234 - 98	所属機関名	〇〇消防事務組合		転出先	××××市役所	
フリガナ	キョウガイ 太郎		性別	男	生年月日	昭和××年6月30日	
組合員氏名	共済 太郎		旧氏名		改姓 年月日	年	月 日

1. 組合員期間に関する事項

資格取得年月日	資格喪失年月日	組合員期間	退職事由	区分
昭和××年4月1日	令和××年4月1日	38年0月	内部転出	一般

「外部転出」もしくは「内部転出」で資格を喪失する場合は、
転出先を必ず記載してください。

(注)1. 資格喪失していない場合は、退職事由欄に「在職中」と記入してください。

2. 資格喪失年月日は、退職日の翌日です。(資格喪失日の属する月は、組合員期間に含まれません。)

3. 退職事由欄には、普通退職(自己都合等)、定年退職、勲奨退職、早期退職、整理退職、任期満了、死亡退職、分限免職、整理退職、懲戒免職等、該当する事由を記入してください。

※上記期間のうち消防吏員であった期間の発令内容

発令された階級	発令された階級の期間	発令された階級	発令された階級の期間
消防士	昭和××年4月1日 ~ 平成××年3月31日	消防司令	令和××年4月1日 ~ 令和××年3月31日
消防副士長	平成××年4月1日 ~ 平成××年3月31日		
消防士長	平成××年4月1日 ~ 平成××年3月31日		
消防司令補	平成××年4月1日 ~ 令和××年3月31日		

給付制限の有無 欄は「無」または「有」を必ず
記載してください。

「有」については、禁錮以上の刑に処された場合または懲戒処分により免職若しくは停職の処分を受けた場合はその内容について記載してください。

なお、記載された懲戒処分等の内容に基づき、年金の裁定を行いますので、記載内容に誤りがないよう御注意ください。

※給付制限に該当する場合、年金の一部が一定期間支給されません。

2. 給付制限に関する事項(地方公務員等共済組合法(以下「法」という。))

給付制限の有無	無		
有の場合			
(1) 法施行令第27条第1項第1号に該当(禁錮以上の刑に処せられた場合)			
刑の確定日	刑期		
(2) 法施行令第27条第1項第2号に該当(懲戒処分によって退職した場合)			
退職に引き続き組合員期間	~	対象期間	
(3) 法施行令第27条第1項第3号に該当(停職処分を受けた場合)		「停職」に該当する場合は、「停職期間の発令が分かる書類の写し(※)」を添付して提出してください。 ※人事台帳・履歴書の写し等	
停職処分が発令された期間			
(4) 上記(2)及び(3)の期間のうち法第113条第6項に規定する専従職員であった組合員期間			
専従職員であった組合員期間	~	対象期間	

上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。

令和××年3月31日

所属機関の
長の職氏名

〇〇消防事務組合
管理者 ▲▲ ▲▲

「入力用」シート色付きのセルは選択式になっています。

一般職
特別職以外の組合員
特別職
市町村長以外の特別職の組合員
長
市町村長である組合員

※在職期間途中で区分に変更がある場合は区分毎に列を分けて記載

「外部転出」「内部転出」に該当する場合、把握している転出先を必ず記載してください。

合	転出先	公立学校共済組合		
日	昭和 平成	年	月	日
	改姓 年月日	年	月	日

組合員氏名

資格取得日の属する月から資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の前月までの年月数を計算し記入

1.

資格取得年月日	資格喪失年月日	組合員期間	退職事由	区分
	令和××年4月1日	30年0月	外部転出	一般

退職年月日の翌日を記入

- (注)1. 資格喪失していない場合は、退職事由欄に「在職中」と記入
2. 資格喪失年月日は、退職日の翌日です。(資格喪失日の属する月の前月までの年月数を計算し記入)
3. 退職事由欄には、普通退職(自己都合等)、定年退職、勸奨退職、死亡退職、分限免職、整理退職、懲戒免職等、該当する事由を記載してください。

※上記期間のうち消防吏員であった期間の発令内容

発令された階級	発令された階級の期間
	年 月 日 ~ 年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日
	年 月 日 ~ 年 月 日

①定年退職

定款等に定められた定年とされる年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職したとき
勤務延長の期限が到来し、退職したとき

②普通退職

定年前に自己都合等で退職したとき
市町村長・特別職・再任用職員・会計年度任用職員等の組合員が、任期終了前に自己都合等で退職したとき
いわゆる諭旨免職により離職したとき

③勸奨退職

人事管理上の目的から職員に対して退職を勧奨し、これに応じて退職したとき

④早期退職

職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として行われる早期退職募集制度により退職したとき

⑤任期満了

市町村長・特別職・再任用職員・会計年度任用職員等の組合員が、任期満了により退職したとき

⑥整理退職

地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職(注1)
(職制若しくは定数の改廃による免職、予算の減少による廃職又は過員を生じた場合による免職)

⑦分限免職

地方公務員法第28条第1項第1号～第3号による免職
(勤務実績不良若しくは適格性欠如又は心身の故障等による免職)

⑧懲戒免職

懲戒処分による免職

⑨死亡退職

死亡により退職したとき

⑩内部転出

当組合の所属所(県内の市町村又は一部事務組合)への転出

⑪外部転出

当組合の所属所以外の公務員機関への転出

(注1)「整理退職」に該当する場合、共済組合より確認すべき事項がありますので、お手数ですが事前に担当課まで連絡ください。

※年金請求書に添付する場合、資格喪失していない方は「在職中」と記入してください。

2
消防職員については、消防組織法第16条第2項に基づく消防階級等を記載してください。
なお、記載された消防階級等に基づき、年金裁定を行いますので、記載誤りがないよう御注意ください。
※特定消防組合員の特例に該当する場合、一般組合員と年金支給開始年齢が異なります。

(2) 法施行令第27条第1項第2号に該当(懲戒処分によって退職した)

退職に引き続く組合員期間	年 月 日
--------------	-------

(3) 法施行令第27条第1項第3号に該当(停職処分を受けた場合)

停職処分が発令された期間	年 月 日
--------------	-------

(4) 上記(2)及び(3)の期間のうち法第113条第6項に規定する専従職員

専従職員であった組合員期間	年 月 日
---------------	-------

上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。

令和 年 月 日